

平成 30 年

第 2 回八頭町議会定例会

提 案 理 由 書

平成 30 年 3 月 5 日

議案第2号から第4号の3議案につきましては、昨年10月22日から翌23日にかけて襲来した台風21号による農業用施設、林道施設、公共土木施設の災害復旧工事の発注契約に係る案件について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号

皆原頭首工災害復旧工事請負契約の締結について

皆原頭首工災害復旧工事につきましては、去る2月26日に入札を行った結果、皆原頭首工災害復旧工事 東洋建設・竹内組特定建設工事共同企業体 代表者 八頭町久能寺694-4 東洋建設株式会社 代表取締役 森木 悟（もりき さとる）氏が、5,184万円で落札し、2月28日に仮契約を締結いたしております。

本工事の概要は、堰体復旧延長L=13.0m 水叩き復旧・垂直壁復旧・ブロック張護岸・護床ブロックなどであります。平成31年3月28日の完成を予定しております。

議案第3号

林道笛ヶ平線災害復旧工事請負契約の締結について

林道笛ヶ平線災害復旧工事につきましては、去る2月26日に入札を行った結果、林道笛ヶ平線災害復旧工事 岡島建設・松田組・松田建設特定建設工事共同企業体 代表者 八頭郡八頭町久能寺519番地 岡島建設有限会社 代表取締役 岡島勝宏（おかじま かつひろ）氏が、5,054万4千円で落札し、2月28日に仮契約を締結いたしております。

本工事の概要は、復旧延長L=68.6m 地山補強土工・植生基盤吹付工・U型水路工などであります。平成30年12月20日の完成を予定しております。

議案第4号

町道大江志子部線災害復旧工事(29年災第195号)請負契約の締結について

町道大江志子部線災害復旧工事(29年災第195号)につきましては、去る2月26日に入札を行った結果、町道大江志子部線災害復旧工事(29年災第195号) 山陰・八田・一企工特定建設工事共同企業体 代表者 八頭郡八頭町宮谷263番地11 山陰建設株式会社 代表取締役 上田

俊一（うえた しゅんいち）氏が、6,102万円で落札し、2月28日に仮契約を締結いたしております。

本工事の概要は、復旧延長L=36.0m 吹付枠工・簡易吹付枠工・法枠水路などであります。平成30年12月20日の完成を予定しております。

議案第5号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて（その1）

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱し、任期は3年間となっており、現在、本町では10名の人権擁護委員の皆さんにご活躍をいただいておりますが、今回、3名の方が平成30年6月30日をもって任期満了となりますので、候補者の推薦をいたそうとするものです。

議案第5号は、八頭町石田百井55番地の宮田玲子（みやた れいこ）さんの推薦につき議会の意見を求めるものです。

宮田さんは、平成27年7月より、人権擁護委員としてご尽力をいただいている、現在、1期目でございます。

これまで、人権啓発センター所長として勤務されるなど、人権意識が高く、地域の信望も厚く、適任者と考えますので、引き続き人権擁護委員に推薦いたそうとするものです。

議案第6号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて（その2）

議案第6号は、八頭町船岡殿413番地 湯浅 宗生（ゆあさ そうせい）さんです。

湯浅さんは、平成21年7月より、人権擁護委員としてご尽力をいただいている、現在、3期目でございます。

経験も豊富で人権意識が高く、地域の信望も厚く、適任者と考えますので、引き続き人権擁護委員に推薦いたそうとするものです。

議案第7号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて（その3）

今回、平成21年より3期、9年間にわたり、人権擁護委員としてご活

躍をいただいております、小林英樹（こばやし ひでき）さんが、今期の任期をもって退任されることになりました。

小林さんは、これまでに、人権擁護委員の八頭町代表及び八東地域代表として重責を果たされておられ、幅広く人権問題の相談を受けるなど人望が高く、熱心に人権擁護活動に取り組んでいただきました。ありがとうございました。

本議案は、小林さんの退任に伴いまして、この度、八頭町日田787番地の上島和彦（うえじま かずひこ）さんを、人権擁護委員に推薦いたそうとするものであります。

上島さんは、昭和52年4月から36年間にわたり教職に就かれ、その知識や経験を生かし、地域の人権擁護活動に取り組んでいただけるものと考えており、人権擁護委員に推薦いたそうとするものです。

議案第8号

教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

教育委員会委員として、平成22年5月より、ご活躍をいただいております加藤美保（かとう みほ）さんが、平成30年5月2日で、任期満了となります。

教育委員会委員として、教育行政の推進にご尽力いただきており、現在2期目です。今後も引き続き同氏を教育委員として任命させていただきたいと考えております。

議案第9号

八頭町財産区管理委員の選任について

「大江財産区」の財産区管理委員の任期が、平成30年3月31日をもって満了となります。また、昨年9月にご同意いただいた「篠波財産区」につきましては、委員の事情（病気等）により、3名が退任されましたので、改めて財産区で選出されたところです。

この度、財産区からの推薦により、財産区管理委員の選任をしようとするものです。委員の任期は、4年と定められており、補欠の場合は、残任期間となります。

議案第10号

八頭町辺地に係る総合整備計画の策定について

八頭町では、大江辺地ほか7地区につきまして、各地域の要望等を踏まえ、平成28年度から平成32年度までの5年間にわたる総合整備計画を定めています。

議案第10号は、新たに下野地区について、町道森原線の整備等を内容とする総合整備計画を定めようとするものです。計画期間は他の地区と終了時期を同じくするため、平成30年度から平成32年度までの3年間としております。

議案第11号

八頭町辺地に係る総合整備計画の変更について

議案第11号は、平成28年3月に策定しました八頭町辺地に係る総合整備計画につきまして、この度、落岩・姫路・明辺辺地及び見櫻・志子部辺地に係る総合整備計画について、除雪車の更新や町道大江志子部線の橋梁修繕等に係る経費の追加を内容とする変更を行おうとするものです。

議案第12号

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

平成28年4月から行政不服審査法につきましては、手続きの審査請求への一元化、また、審理員制度の導入により、第3者機関(行政不服審査会)を設置し、諮問することができることとなり、鳥取県と構成市町村等において、第3者機関の「鳥取県行政不服審査会」を共同設置し、規約を定めて運営しています。

議案第12号は、鳥取県行政不服審査会の構成団体の「八頭環境施設組合」が本年1月31日に解散脱会したため、この度、規約の一部改正を行おうとするものです。

議案第13号

鳥取市及び八頭郡八頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

連携協定は、中核性を備える中心都市が近隣の町と連携し、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏

域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としています。

この圏域は、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町及び兵庫県新温泉町で構成され、平成23年度から国の定住自立圏構想を推進し、医療・福祉、産業、農業、環境、地域公共交通などの分野で広域的な連携を進めてまいりました。

この度、この連携をより発展させるために、（鳥取市が中核市へ移行する平成30年4月に）連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結しようとするものです。

議案第14号

鳥取市と八頭町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について

平成22年3月に鳥取県東部圏域での取り組みとして、定住自立圏の形成に関する協定を鳥取市との締結により、相互に役割を分担して定住可能な環境を整備し、生活基盤の充実と一体的な発展を図ってまいりました。

この度、議案第13号の連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に伴い、本協定を廃止しようとするものです。

議案第15号

八頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第6条の規定による介護保険法（平成9年法律第百23号）が改正（平成30年4月1日施行分）され施行されます。今後、指定居宅介護支援事業者の指定等について市町村が実施することとなり、八頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、本条例を制定しようとするものです。

事業申請で介護保険法第79条第2項第1号に規定する指定居宅介護支援事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるとともに人員、運営に関する基準等の具体的な方針等を定めております。

議案第16号

八頭町放置家屋等の適正管理に関する条例の一部改正について

八頭町では、長年放置されることにより、周辺住民の生活環境を著しく損なっている老朽危険家屋が増加している状況にあります。

このような放置家屋等を適正に管理し、安心安全なまちづくりを推進するため、平成25年9月に本条例を制定し、放置家屋の撤去の推進を図ってきたところでもあります。

そのような中、国では平成27年に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を制定し、特定空き家のガイドラインを示されました。

このことから、国のガイドラインに合わせて「八頭町空き家対策計画」を策定し、放置家屋等が危険な状態と判定された場合、特定空き家等の除去について、これまでの助言・指導・勧告に加え、所有者に対して必要な措置を講じるよう命令することができる条文を追加しようとするものであります。

議案第17号

八頭町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について

被災者への再建を図る、被災者住宅再建支援金について、昨年発生した、中部地震の支援内容を基本とした制度の見直しがされ、鳥取県被災者住宅再建支援条例が、平成29年12月に改正、施行されました。

この度、住宅の再建方法や世帯人数に応じ、損傷の程度による支援として、半壊住宅の新築又は購入、一部損壊住宅の破損割合の設定と支援、小規模な被災住宅に対する修繕促進支援等の制度見直しを行おうとするものです。

なお、今後、中部地震等で取り崩した基金について、平成30年度から再開し、県と市町村で基金積立を行われます。

議案第18号

八頭町福祉施設設置条例の一部改正について

これまで、隼地区、大江地区のまちづくり委員会は、地区公民館で活動をしていただきましたが、この度、昨年3月をもって閉校・閉所となりました「隼小学校」と「大江へき地保育所」を活用

し、拠点施設とすることで福祉活動の発展を図ろうとするものです。

隼地区では、「隼小学校」を改修し、昨年12月10日に竣工した「隼Lab」の中に移転し、また、大江地区では、「旧大江へき地保育所」をバリアフリー化等の改修を進め、3月15日には完了予定となっているところです。

この度、改修された2施設を地区の地域福祉活動の拠点として定めようとするものです。

議案第19号

八頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

この条例は、持続可能な医療保険制度を構築するため国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)が、本年4月1日から施行されるにあたり、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条の2の規定が新設されることから、所要の改正を行おうとするものです。

具体的には、病院及び施設等への入院、入所又は入居などの住所変更の場合で、住所地特例の規定について、国民健康保険の被保険者で住所地特例の適用を受けて従前の住所地の被保険者とされている方が、後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるものです。

議案第20号

八頭町介護保険条例の一部改正について

本年度、「第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の見直しを行っており、第1号被保険者の保険料の見直しも併せて行ってまいりました。

2月15日開催の介護保険事業計画策定委員会において、見直しについての報告をいただき、この度、平成30年度から平成32年度の介護保険料については、据え置きとするものであります。

また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、引用法令中の改正による所要の手続きを行うものです。

議案第21号

八頭町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部改正について

この条例は、八頭町において、有害鳥獣の捕獲、被害防護柵の設置及び被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設置し、情報収集や捕獲確認、防止対策などの業務を行っているところです。

今回の改正は、隊員が有害鳥獣の捕獲に関する業務で、捕獲個体の確認を行った場合に、報酬とは別に1頭当たり300円の費用弁償として報償費を支給しようとするものです。

議案第22号

八頭町民間企業の宅地造成事業に伴う補助金交付条例の一部改正について

本条例は、八頭町内において民間企業が行う宅地造成事業に対しまして、補助を行うことにより、宅地造成計画を促進し、定住人口の増加を図ることを目的に、平成24年6月に3年間の時限立法として制定した条例であります。

今後も八頭町の人口減少対策として、近隣市町より優良で安価な住宅地を提供することにより、移住・定住対策を促進することは、人口対策の重要な施策の一つと考えております。この度、本年度末となっております本条例の失効期限を3年間延長し、定住促進に取り組もうとするものです。

議案第23号

八頭町営住宅条例の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号、（第7次一括法）第9条の規定により、公営住宅法（昭和26年法律第193号）について改正が行われました。

本条例は、この一括法による公営住宅法改正に係る関係政省令の条ずれに伴う改正で、入居の承認、収入申告及び家賃の減免等の特例に関し、この度、引用している条項の改正を行うものです。

議案第24号から議案第33号は補正予算の関係であります。

議案第24号

平成29年度八頭町一般会計補正予算（第12号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1億2,963万4千円を減額しようとするものです。

歳入の主なものをご説明いたします。

国庫支出金では、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、3,100万円余が増えたものの、自立支援事業費国庫負担金、1,200万円余、臨時福祉給付金事業交付金、1,200万円余、社会資本整備総合交付金、3,600万円余を減額しております。

県支出金では、農業競争力強化基盤整備事業費補助金、1,200万円余、農地中間管理事業費県補助金、1,100万円余、鳥取梨生産振興事業県補助金、1,000万円余、竹林整備事業県補助金、1,600万円余、県道改良若桜鉄道施設整備事業県委託金、1,700万円余を減額し、国の補正予算による産地パワーアップ事業費県補助金、8,000万円余を追加しました。

寄付金では、ふるさと納税、1,400万円余、諸収入の若桜鉄道対策負担金、1,100万円余を追加しました。

町債につきましては、それぞれの事業費の確定等により、公共施設除却事業債、3,400万円余、急傾斜地崩壊対策負担金事業債、1,100万円余、町道新道線改良事業債、2,600万円を減額し、国の補正予算に伴う若桜鉄道施設整備事業債、2,500万円余を追加しております。

次に歳出であります。

各項に共通ですが、職員人件費では、育児休業者分等を減額しました。

人件費以外のものを申し上げますと、総務費では、財政調整基金積立金、1億2,900万円余、減債基金積立金、1億9,900万円余、ふるさと活性化基金積立金、1,400万円余、国の補正予算により若桜鉄道対策費、6,700万円余を追加し、財産管理費、2,800万円余、移住定住推進事業、1,200万円余、若桜鉄道施設等整備事業費、1,700万円余の減額です。

民生費では、臨時福祉給付金事業、1,200万円余、介護保険特別会計への繰出金、3,700万円余を減額しました。また、自立支援制度事業費、2,500万円、保育所運営費の臨時・非常勤保育士賃金等、3,900万円余を減額しています。

衛生費は、実績見込みにより、ゴミ処理費、600万円余の減額です。

農林水産業費の農業費では、国の補正予算による産地パワーアップ事業、

9, 500万円余を追加し、事業実績見込みに伴い、鳥取梨生産振興事業、1, 150万円余、地域起こし協力隊事業、1, 000万円余、農地中間管理事業、1, 100万円余を減額しています。

また、林業費では、野生鳥獣被害防止事業費、1, 000万円余、竹林整備事業、1, 800万円余の減額としています。

次に商工費では、商工業融資事業費、500万円余を減額しています。

土木費では、県事業の急傾斜地崩壊対策負担金、1, 200万円余、社会資本整備総合交付金事業は、町道改良で横田1号線改良事業、2, 000万円余、大江志子部線改良事業、1, 000万円、新道線改良事業、2, 700万円余等を国の交付金枠の関係によりまして、それぞれ減額しております。

消防費は、車両購入実績により、消防団運営費、700万円余を減額し、東部広域負担金、500万円余を計上しています。

教育費は、スクールバス管理運営費の委託料等、500万円余、小学校管理運営費、500万円余、小学校コンピューター経費500万円余の減額です。

公債費は償還額の確定に伴いまして、利子分、1, 300万円余を減額し、予備費、8, 200万円余を減額しています。

なお、5ページに繰越明許費の内訳を表示しておりますが、庁舎管理費など12事業につきまして、年度内に完成することができませんので、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰越しようとするものです。

また、6ページの第3表は債務負担行為の変更ですし、7ページの第4表は地方債の変更一覧です。後で、ご確認をお願いいたします。

議案第25号

平成29年度八頭町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

今回の補正額は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、126万円を減額しようとするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税、1, 190万円余を増額し、国庫支出金で療養給付費等国庫負担金1, 600万円を減額し、普通調整交付金、3, 500万円を増額しました。

また、財政調整基金繰入金、4, 000万円を減額し、諸収入の一般被保険者返納金、980万円余を計上しております。

歳出につきましては、額の確定見込に伴いまして、保健事業費、200万円を減額しました。

議案第26号

平成29年度八頭町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、270万3千円を追加しようとするものです。

歳入では、新たな団地造成に伴います新規加入手数料、510万円余を増額し、事業費確定により水道施設整備事業債等、240万円を減額しております。

歳出では、事業見込により総務費、290万円余、簡易水道整備事業費、201万円余を減額し、予備費、760万円余を追加しました。

議案第27号

平成29年度八頭町住宅資金特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、606万円を追加しようとするものです。

歳入では、住宅資金貸付金の償還元利収入等、605万円余を追加し、歳出では、住宅資金健全化基金積立金、699万円を増額しました。

議案第28号

平成29年度八頭町公共下水道特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、6,439万4千円を減額しようとするものです。

歳入では、新たな団地造成に伴います公共下水道加入分担金、770万円余を増額し、国庫支出金の防災・安全交付金、5,315万円余、下水道事業債、1,900万円を減額しております。

歳出では、施設管理費の施設管理補修等、200万円、社会資本総合整備事業で計画しておりました下水道長寿命化事業費等、7,330万円余を減額し、予備費、1,090万円余を増額しました。

議案第29号

平成29年度八頭町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、26万2千円を減額しようとするものです。

歳入では、集落排水事業分担金、100万円余を増額し、下水道事業債、130万円余を減額しております。

歳出では、総務管理費の消費税及び施設管理費、560万円を減額し、予備費、530万円余を増額しております。

議案第30号

平成29年度八頭町介護保険特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、2億1,867万円1千円を減額しようとするものです。

歳入では、実績見込みにより、介護保険料1,390万円、を増額し、介護給付費国庫負担金、5,140万円、調整交付金、2,070万円余、支払基金交付金、8,050万円、介護給付費県負担金、3,960万円、一般会計繰入金、3,750万円余を減額するものです。

歳出では、保険給付費の各介護サービス給付に2億8,000万円、地域支援事業費、810万円余を減額し、介護給付費準備基金積立金、7,000万円を増額しました。

議案第31号

平成29年度八頭町宅地造成特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、11万9千円を追加しようとするものです。

歳入では、宅地造成基金利子、3万円余、繰越金、8万円を増額し、歳出では、積立金、3万円余、予備費、8万円を増額しています。

議案第32号

平成29年度八頭町墓地事業特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、2万7千円を減額しようとするものです。

歳入では、利子、4千円を計上し、繰越金、3万1千円を減額しています。

歳出では、予備費、2万7千円を減額しています。

議案第33号

平成29年度八頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、31万3千円を減額しようとするものです。

歳入では、一般会計からの保険基盤安定繰入金、100万円余を減額し、繰越金、60万円余を増額するものです。

歳出では、広域連合負担金、100万円余を減額しました。

議案第34号から議案第48号までは、平成30年度の当初予算の関係であります。

議案第34号

平成30年度八頭町一般会計予算

平成30年度八頭町一般会計予算は、107億7,100万円を計上いたしました。

前年度と比較し、率で8.0%の増となりました。主因は、新たな八東地域の保育所建設工事によるものです。

6ページ、第2表は、地方債でござまいですが、限度額合計は、15億1,410万円、起債の方法等は、ご覧のとおりです。

歳入についてご説明いたします。

主なものを申し上げます。

町税は、12億5,800万円余で、町民税、5億6,600万円余を計上し、固定資産税は、家屋及び償却資産等の増額から、5億4,400万円余としました。

地方消費税交付金は、2億7,800万円余を見込み、地方交付税は、50億500万円の計上です。

普通交付税は、4年目を迎えます合併算定替特例措置分の減額を見込み、46億6,700万円、特別交付税は、3億3,800万円としております。

分担金及び負担金では、5,300万円余の計上で、主なものは、保育料、3,700万円余であります。

使用料及び手数料は、6,800万円余を計上しました。

国庫支出金は、9億200万円余で、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、子ども・子育て支援整備交付金が増加し、生活保護費国庫負担金、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、臨時福祉給付金事業交付

金等は減額となっております。

県支出金は、9億2,300万円余で、農林土木の鳥取和牛振興総合対策事業費、農業競争力強化基整備事業費、農地中間管理事業費、6次産業化推進事業費、鳥取柿ぶどう等生産振興事業費県補助金、竹林整備事業県補助金、県道改良若桜鉄道施設整備事業県委託金は減少し、民生関係の鳥取県子ども・子育て支援整備交付金、農林土木の地籍調査事業、緑の産業活力創生プロジェクト事業県補助金、選挙費で知事・県議員選挙費委託金等は増額しております。

繰入金は、3億600万円余で、財政調整基金繰入金、2億円、減債基金繰入金、9,000万円、ふるさと活性化基金繰入金、1,600万円余を計上しました。

諸収入は、2億3,500万円余、町債は、15億1,400万円余で、若桜鉄道施設整備事業、放課後児童クラブ整備事業、八東地域保育所整備事業、小学校施設整備事業等への取組により増額になっております。

次に歳出をご説明いたします。

議会費は、9,800万円余であります。

総務費は、14億6,500万円余で、前年度と比較しまして、1億5,000万円余の増額となりました。

主には、若桜鉄道対策費の幹線鉄道活性化の増額によるものです。

過疎地域活性化施設整備事業、2,300万円余、地方創生推進事業、3,600万円余、情報通信基盤整備事業、7,300万円余、若桜鉄道対策費、4億1,000万円余、町長・町議会議員選挙費、1,200万円余を計上しています。

民生費は、40億5,100万円余で、前年度と比較しまして、6億5,500万円余の増額となりましたが、主因は、八東地域の保育所整備事業によるものです。

他に主なものは、国民健康保険特別会計繰出金、1億7,600万円余、介護保険特別会計繰出金、3億3,700万円余、特別医療支給費、1億1,600万円、自立支援制度事業費、4億3,400万円余です。

また、後期高齢者医療費、2億6,500万円余、放課後児童クラブ運営費、9,900万円余、児童手当給付事業、2億2,800万円余、保育所運営費、3億2,100万円余、八東地域の保育所整備事業費、7億5,600万円余、生活保護扶助費には、1億8,000万円余を計上しました。

衛生費は、5億9,300万円余です。

予防接種事業費は、前年度の実績見込みをもとに、4,900万円余、また、可燃ごみ等のごみ処理費、2億6,300万円余、各種検診等の長

寿健康増進事業費、5, 100万円余、簡易水道特別会計への繰出金は、4, 000万円を計上しています。

農林水産業費は、13億6, 300万円余です。主な要因は、6次産業化推進事業、農業農村整備事業及び改善センター等管理費の減額によるものです。

農業関係では、中山間直接支払交付金事業、4, 300万円余、農業農村整備事業、5, 800万円余、多面的機能支払交付金事業、9, 100万円余を計上しました。

また、農業集落排水特別会計への繰出金、5億1, 300万円、地籍調査事業費、1億4, 000万円、林業関係では、野生鳥獣被害防止事業費、6, 000万円余、他に、竹林整備事業、間伐促進事業などの継続事業を予定しています。

商工費は、7, 600万円余で、主なものは、商工業融資事業費、700万円余、観光費では、観光協会補助金、1, 000万円余、ミニSL博物館管理運営費、900万円余を計上しています。

土木費は、6億5, 800万円余です

道路橋梁維持費では、道路、橋梁の長寿命化事業や除雪機購入等で、1億3, 600万円余、道路新設改良費は、2億1, 100万円余を計上し、主なものは、継続事業であります町道新道線、横田1号線改良事業、新規事業で町道殿西谷線、大江志子部線改良事業、また、橋梁長寿命化計画に基づきます上町橋、天満橋等の改修工事などを計画しております。

また、公共下水道特別会計への繰出金は2億4, 700万円を計上しました。

消防費は、3億4, 400万円余です。

主なものは、消防団運営費、2, 700万円余、防災無線管理費、2, 000万円余、東部広域負担金、2億6, 600万円余です。

教育費は、8億円余です。

小学校費は、1億8, 900万円余で、屋根改修とエアコン導入等に小学校管理運営費、1億1, 800万円余、郡家東、西小学校、八東小学校での30人学級や特別支援学級設置費用などを計上しました。

中学校費では、7, 200万円余で、中学校管理運営費、2、3年生の33人学級の費用等を見込んでおります。

また、社会教育費は、1億9, 300万円余で、公民館、図書館等の運営費を計上いたしました。

保健体育費は、1億8, 200万円余で、主なものは、体育施設、学校

給食の運営費などあります。

最後に公債費です。12億6,600万円余を計上いたしました。

元金、11億8,000万円余、利子、8,600万円余であります。

議案第35号

平成30年度八頭町国民健康保険特別会計予算

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や給付費用を市町村に支払うこととなり、市町村は県が決定した給付金を県に納付することとなります。

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、19億1,400万円といたしております。

歳入では、国民健康保険税を後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせまして、3億2,800万円余を計上し、歳入に占める割合は、17.2%となっております。

他に主なものでは、県支出金は、13億7,500万円余を、繰入金では、保険税軽減事業繰入金等と一般会計繰入金と合わせまして、1億7,600万円余としております。

歳出では、療養給付費、高額療養費の負担を行います保険給付費は、前年より1,300万円余少ない、13億6,600万円余を見込み、歳出に占める割合は、71.4%であります。

他には、新たに国民健康保険事業費納付金、3億9,500万円余、保健事業費では、特定健診の費用等、4,100万円余を計上しております。

議案第36号

平成30年度八頭町簡易水道特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、3億5,000万円といたしております。

歳入では、使用料及び手数料、2億1,700万円余を見込み、繰入金は、一般会計からの繰入金、4,000万円、町債は、水道施設事業債・過疎水道事業債で、7,700万円を計上しております。

歳出では、総務費で人件費、簡易水道施設の維持管理費、消費税を合わ

せまして、1億3,390万円余、事業費は、八東簡易水道水源整備事業、下峰寺水道管仮設工事負担金など、8,950万円余を計上しました。公債費は、借入金の元利償還金、1億2,470万円余であります。

議案第37号

平成30年度八頭町住宅資金特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、620万円といたしております。

歳入では、県支出金としまして、住宅新築資金等貸付事業費県補助金、90万円余、諸収入は、住宅資金貸付金の償還元利収入を510万円余としました。

歳出では、住宅資金貸付事業費、150万円余、公債費は、町債元利償還金、400万円余を計上しています。

議案第38号

平成30年度八頭町公共下水道特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、5億3,100万円といたしております。

歳入では、分担金及び負担金、190万円、使用料及び手数料、1億1,820万円余、社会資本総合整備事業国庫補助金、7,740万円余を計上しています。

繰入金は、2億4,700万円、町債は、下水道事業債、8,310万円であります。

歳出では、総務費で人件費、下水道施設の維持管理費、消費税を合わせまして、1億2,820万円余を計上しました。

下水道事業費は、郡家地区の雨水処理等の下水道計画をはじめ、施設の老朽化に伴います長寿命化対策として、設備の更新など1億5,680万円余を計上しています。

公債費は、町債元利償還金として、2億4,380万円余であります。

議案第39号

平成30年度八頭町農業集落排水特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、7億3,500万円といたしております。

歳入では、分担金及び負担金、120万円余、使用料及び手数料、1億4,110万円、繰入金は、5億1,300万円の計上であります。

歳出では、総務費で、人件費、集落排水施設の維持管理費、消費税を合わせまして、3億1,010万円余であります。

集落排水施設統合事業費では、前年度に実施いたしました処理施設機能診断を受けまして、汚水処理施設統廃合及び機能強化事業・統合計画作成委託に320万円余を計上しています。

公債費は、町債元利償還金として、4億2,010万円余です。

議案第40号

平成30年度八頭町介護保険特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、22億9,400万円といたしております。

歳入では、第1号被保険者の介護保険料、4億6,300万円余、介護給付費等国庫支出金、5億5,400万円余、支払基金交付金（第2号被保険者納付分）、5億7,800万円余、介護給付費等県支出金、3億1,300万円余、一般会計繰入金、3億3,700万円余であります。

歳出では、総務費で、職員人件費等、6,200万円余、保険給付費では、施設サービス利用者、在宅サービス利用者等の介護保険サービス等諸費として、20億6,600万円余、高齢者等を対象にしております介護予防事業等の地域支援事業費、9,600万円余であります。

議案第41号

平成30年度八頭町宅地造成特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、940万円といたしております。

歳入では、財産収入で基金利子、4千円、繰入金は、宅地造成基金からの繰入金、920万円を計上しています。

歳出では、総務費、1万円余、公債費は、町債の元利償還金、920万

円であります。

議案第42号

平成30年度八頭町墓地事業特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、40万円といたしております。

歳入では、本年度、船岡墓苑一区画の永代使用を見込み、使用料及び手数料、28万円、前年度繰越金、11万円余を計上し、歳出では、総務管理費、15万円余、予備費、24万円余の計上です。

議案第43号

平成30年度八頭町後期高齢者医療特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、1億9,030万円といたしております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、1億2,540万円余、一般会計からの繰入金は、保険基盤安定及び事務費の繰入金を合わせまして、6,340万円余を見込みました。

歳出では、総務費、410万円余、広域連合負担金は、保険料と保険基盤安定負担金を合わせまして、1億8,560万円余を計上いたしております。

議案第44号

平成30年度八頭町上私都財産区特別会計予算

議案第45号

平成30年度八頭町市場、覚王寺財産区特別会計予算

議案第46号

平成30年度八頭町上津黒、下津黒財産区特別会計予算

議案第47号

平成30年度八頭町篠波財産区特別会計予算

議案第48号

平成30年度八頭町大江財産区特別会計予算

の5議案の予算につきましては、それぞれの管理会から提出されましたものを精査し、ここに提案いたしております。